

令和6年度（2024年度）

真庭市NPO活動 資金支援補助金

補助金申請の手引き



【問い合わせ先】

真庭市 総合政策部 地域みらい創生課

電話 0867-42-1179

FAX 0867-42-1353

Mail koryu@city.maniwa.lg.jp

補助金の申請前に、必ずご確認ください。

目次

	ページ
1 真庭市NPO活動資金支援補助金とは	・・・ 2
2 補助対象団体	・・・ 2
3 補助対象事業・補助上限額	・・・ 3
4 補助対象経費の注意点について	・・・ 3
5 申請等の手続き	・・・ 4
6 補助金の交付決定	・・・ 4
7 事業内容の変更、中止	・・・ 5
8 活動の報告（実績報告）	・・・ 5
9 補助金の確定・請求	・・・ 5
10 手続きの主な流れ	・・・ 6
11 提出書類事前チェックシート	・・・ 7

[注意事項]

この事業は、市の予算の範囲内で補助金を交付しますので、お早めに申請書を提出ください。また、事業内容は真庭市ホームページに掲載することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 真庭市NPO活動資金支援補助金とは

近年の多様化する幅広い地域課題について専門的な知識を持ち、継続性のある公共サービスの担い手として期待される市内のNPO法人に対して、資金的な支援を行います。



2 補助対象団体

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、次の要件の全てを満たすもの

- ① 市内に主たる事業所を有し、主に市内で活動し、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体であること。
- ② 主に市内において不特定及び多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動を行う団体であること。
- ③ その他公共の福祉を促進する活動を行う団体であること。

3 補助対象事業・補助上限額

(1) スタートアップ事業（初期活動経費補助事業）

法第13条に規定する設立の認証を受けた日から3年以内の団体が、活動の基盤強化のために行う事業

補助上限 30万円（同一団体への交付は連続3年間可能）

※継続して補助金の交付を希望する場合も、毎年度申請が必要となります。

(2) ステップアップ事業（提案型発展活動経費補助事業）

NPO法人が、初期の活動を終えた後に団体活動の発展のための事業提案を市に対して行い、市が承認した事業であって、将来的に市や他団体との連携・協働が期待できる事業

補助上限 50万円（同一団体への交付は1回のみ）

4 補助対象経費の注意点について

補助対象経費は原則、交付決定を受けた事業に係る経費が対象です。ただし、次に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 役員の報酬及び構成員に係る人件費、謝礼等
- ② 個人の所得となる経費
- ③ 交際費に類する経費
- ④ NPO法人構成員相互の利益活動又は趣味的な活動に係る経費
- ⑤ その他市長が適当でないと認める経費

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、1,000円未満は切り捨てます。
※補助金の対象となる事業に他の補助金、助成金等の交付を受けている場合は、当該補助金、助成金等を差し引いた残りの額を補助対象とします。

5 申請等の手続き

(1) 提出書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 法第10条第1項第1号の規定による定款の写し
- ④ 役員名簿
- ⑤ 法第10条第1項第7号の規定による設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑥ 法第10条第1項第8号の規定による設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

※継続して補助金の交付を希望する場合は、毎年度申請が必要となります。

※ただし、予算がなくなり次第受付終了となります。

※実施事業や経費など、申請内容について確認をさせていただきますので、書類提出時にお時間をいただく場合があります。

(2) 提出先

真庭市役所 総合政策部 地域みらい創生課（本庁舎3階）

住所：〒719-3292 真庭市久世 2927-2

6 補助金の交付決定

提出された申請書類等の審査を行い、補助金対象事業及び補助金額等を決定し団体へその旨通知します。

補助金交付決定通知を受けた団体は、事業実施に当たり補助金確定の前に交付を受けなければ円滑な事業実施が出来ないような場合には、交付決定額以内の範囲で概算払いを受けることができます。真庭市NPO活動資金支援補助金（概算払）請求書（様式第3号）を提出してください。

7 事業内容の変更、中止

補助金交付の決定を受けた後、補助対象事業の内容その他申請に係る事項を変更、又は中止、廃止しようとするときは、真庭市NPO活動資金支援補助金変更承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ① 変更後の企画提案書（任意様式）
- ② 変更後の収支予算書
- ③ その他市長が必要と認めるもの

8 活動の報告（実績報告）

（1）提出書類

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 補助対象経費の支払いを証する書類
- ③ 記録写真等活動実績を明らかにする書類
- ③ その他市長が必要と認める書類

※活動を多くの方に知っていただくため、市ホームページ等に紹介しますので、事業実施時の画像の提出をお願いします。

（2）提出期限

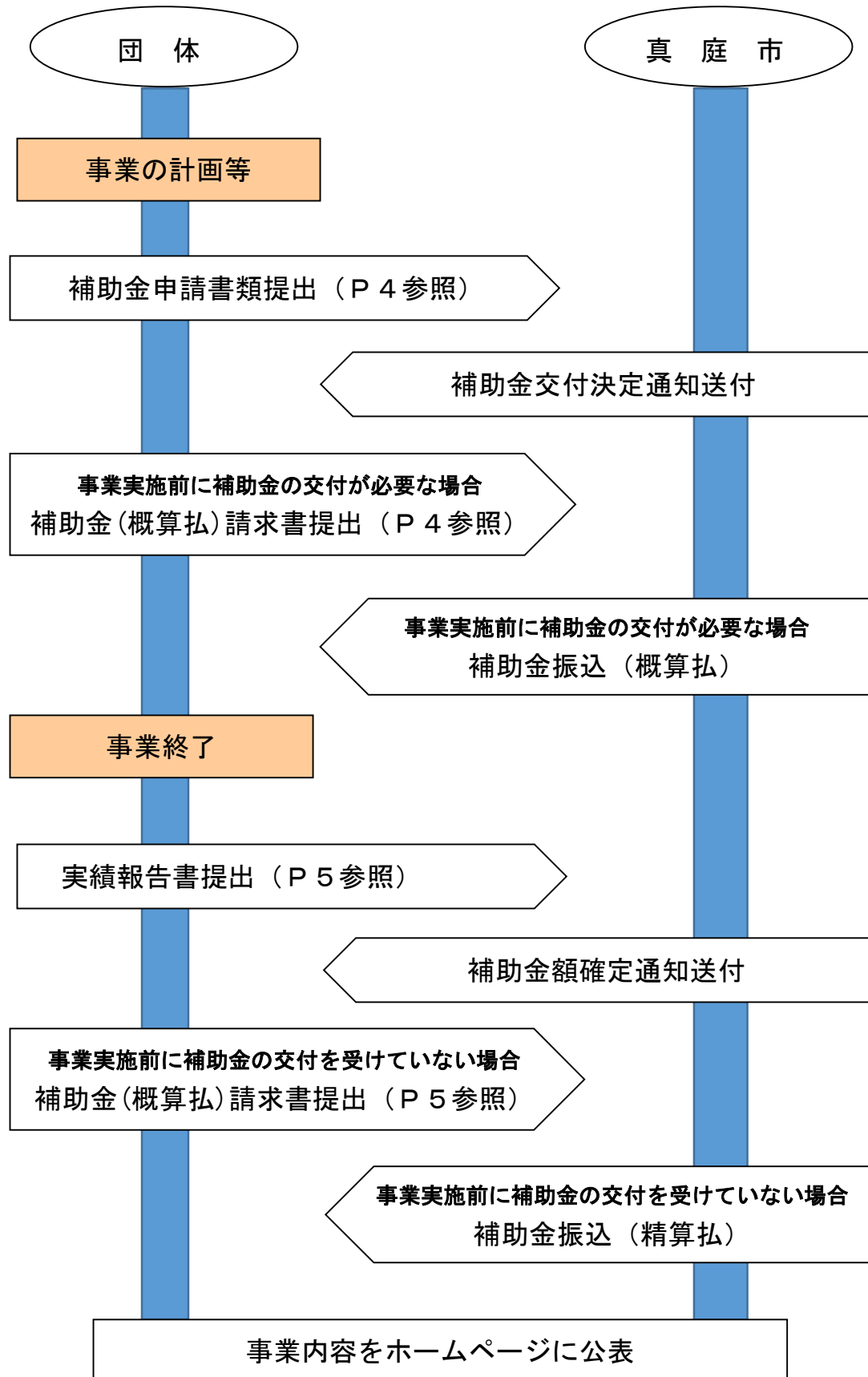
2025年3月31日（月）【最終期限】

※事業完了後、速やかな実績報告をお願いします。

9 補助金の確定・請求

提出いただいた実績報告書に基づき、事業内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体へその旨通知します。補助金の確定通知書が届きましたら、速やかに真庭市NPO活動資金支援補助金（概算払）請求書（様式第3号）を提出してください。

10 手続きの主な流れ



1 1 提出書類事前チェックシート

○申請時

提出書類	確認内容	チェック欄
補助金等交付申請書	「補助金交付申請額」は、各申請区分での上限額以内となっていますか。	<input type="checkbox"/>
	「事業の目的・概要・効果」は、内容を簡潔に記載し、詳細は企画提案書に記載ください。	<input type="checkbox"/>
	「申請区分」は、申請希望の事業のチェックができていますか。スタートアップ事業の場合は、何年目の申請か記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	収入合計額と支出合計額が一致していますか。	<input type="checkbox"/>
企画提案書 (任意様式)	事業企画について詳細に記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
法第 10 条第 1 項第 1 号に規定する定款の写し	定款に変更がある場合、最新のものですか。	<input type="checkbox"/>
法第 10 条第 1 項第 7 号に規定する設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	最新の事業年度の事業計画書がある場合は、提出をお願いします。	<input type="checkbox"/>
法第 10 条第 1 項第 8 号に規定する設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	最新の事業年度の活動予算書がある場合は、提出をお願いします。	<input type="checkbox"/>
その他	手続きの主な流れ（請求書や実績報告書の提出、事業内容に変更が生じた際の書類提出、事業内容を真庭市ホームページに公表することなど）を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>

○実績報告時

提出書類	確認内容	チェック欄
補助事業等実績報告書	補助交付決定年月日・決定通知番号が、補助金交付決定通知右上に記載されている年月日・番号と同じになっていますか。	<input type="checkbox"/>
	「事業の名称」は実施した補助事業の名称が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
	収支項目がすべて記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
	収入合計額と支出合計額が一致していますか。	<input type="checkbox"/>
補助対象経費の支払いを証する書類	実績報告書の事業収支精算書に記入した内容の領収書の原本又は写しなど支払を証する書類をすべて添付しましたか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の内容は、品名や数量等、何に支出したか具体的に記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
	他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、補助対象経費から除いていますか。	<input type="checkbox"/>
	規定第3条に記載されている補助対象外経費が補助対象経費として記載されていませんか。	<input type="checkbox"/>
記録写真等活動実績を明らかにする書類	事業を実施したことが分かる、事業開催のチラシや当日の配布資料、事業実施時の写真など、事業の内容が分かるものを添付していますか。	<input type="checkbox"/>